

# 農地法第4条申請 (添付資料)

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 申請書 (申請人の数+2部)                  | 3部 |
| 2. 土地登記簿謄本                         | 1部 |
| 3. 地番地積図 (公図の写し)                   | 1部 |
| 4. 平面図 (設計図面等)                     | 1部 |
| 5. 配置図<br>(建物又は施設面積、位置、距離を表示する図面)  | 1部 |
| 6. 住宅地図<br>(申請地の位置及び付近の状況を表示する図面等) | 1部 |

## 【 村 外 】

- |          |    |
|----------|----|
| 7. 住民票謄本 | 1部 |
| 8. 生活設計書 | 1部 |
| 9. その他   |    |

# 農地法第4条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事

殿

申請人

印

下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請人の住所・職業及び年齢	住所							職業	年齢				
	県	市	町	番地	郡	村	番号						
2 許可を受けようとする土地の所在・地目・面積・利用状況・普通収獲高および耕作者の氏名	土地の所在			地目		面積	利用状況	10アール当り普通収獲高	耕作者氏名	市街化区域、市街化調整区域の別、およびその他参考となるべき事項			
	市町村	大字	字	地番	登記簿						現況		
計		m <sup>2</sup>		(田)		m <sup>2</sup>		畑		m <sup>2</sup>			
3 転用計画	(1) 転用の目的		1 一般住宅 2 農家住宅 3 その他		(2) 転用の詳細								
	(3) 事業の操業期間または施設の利用期間		年 月 から 年間										
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または設置の概要	工事計画	第1期(着工年月～年月)				第2期(着工年月～年月)			合計			申請人訂正欄
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
土地造成													
建築物													
工作物													
計													
4 資金調達計画													
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要													
6 その他参考となるべき事項													
<p>沖縄県指令農第 号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>沖縄県知事</p> <p>上記申請については、下記条件を附して許可します。</p> <p>許可条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>許可の内容と異なった目的、施設に使用しないこと。</li> <li>地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が工事施工の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。</li> <li>許可申請書に記載された転用の時期に申請施設を完成すること。ただし、この許可の日から一年以内に完成したときは、この限りでない。</li> </ol> <p>「注意事項」裏面を読んでください。</p>													
<p>申請人訂正欄</p> <p>字抹消 字そう入</p> <p>漢数字を使用する</p> <p>申請人印</p> <p>申請人は記入しない</p>													
<p>許可権者訂正欄</p> <p>字抹消 字そう入</p> <p>申請人は記入しない</p> <p>平成 年 月 日 訂正、再交付</p>													

[教示] 裏面を読んで下さい。

#### 〔注意事項〕

許可条件に違反した場合および農地法第83条の2の規定により必要と認めるときは許可を取り消し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を附し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは原状回復その他必要な措置を命ずることがある。

#### 〔教 示〕

この処分不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に異議申立書(同法第48条で準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)を提出して異議申立てをすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

#### 〔記載注意〕

- (1) 氏名を自署する場合には、捺印を省略することができる。
- (2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (3) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別を記載する。
- (4) 「市街化区域・市街化調整区域・その他区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (5) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載する。
- (6) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号口若しくはハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- (7) 2については、「地番」と「面積」のみの訂正はできない。